

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

身延町は、障害福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

身延町長

公表日

令和7年3月14日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。 上記関連法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。
③システムの名称	福祉総合システム、宛名納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者台帳ファイル、補装具ファイル、日常生活用具ファイル、障害福祉サービスファイル、福祉手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9、21、51、67、117項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、16、19、20、37、42、75、80、81、125、144、146、155項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、16、37、75、92、93、119、144、145、146項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健課 電話0556-20-4611
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障害福祉に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報が記載がある申請書等(USBメモリーを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え身延町特定個人情報管理取扱規程及びその実施手順に則り、漏えい・滅失・毀損を布施ぶための物理的、技術的安全管理措置を講じている。また、教育研修を行い、特定個人情報の取得から保管、廃棄に至るまでの措置を徹底するとともに、万が一情報漏えい等事故が発生した場合の対応について教育、周知、啓発を図つておりこれらの対策を講じていることから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】16,26,56-2,57,87,109,116項	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】8,11,16,20,26,53,56-2,57,87,108,109,116項	事後	
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	なお、これらの事務に関して番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サー	⑤障害者総合支援給付支払事務共同処理 なお、①～④の事務に関して番号法別表第二に	事後	
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②システムの名称	福祉総合事務支援システム、宛名納付システ	福祉総合事務支援システム、宛名納付システ	事後	
	1-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務課 庶務担当	福祉保健課	事後	公表後の見直しによる
	1-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長	福祉保健課長	事後	公表後の見直しによる
	1-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務課庶務担当 電話0556-42-2111	福祉保健課 電話0556-20-4611	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2017/6/28	2019/4/1	事後	公表後の見直しによる
	IV リスク対策	記載なし	項目を追加	事後	様式変更による
	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】8,11,16,20,26,53,56-	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】8,11,16,20,26,53,56-	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する
令和4年9月30日	I-1③システムの名称	福祉総合事務支援システム	福祉総合システム	事後	公表後の見直しによる
	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 庶務担当 電話0556-42-2111	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111	事後	公表後の見直しによる
	II-1対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2019/4/1	2022/4/1	事後	公表後の見直しによる
	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	公表後の見直しによる
令和5年6月30日	II しきい値判断項目	2022/4/1	2023/4/1	事後	公表後の見直しによる
令和7年3月14日	I-3法令上の根拠		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	I-4②		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2023/4/1	2025/2/1	事後	公表後の見直しによる
	IV-8人手を介在させる作業		「十分である」 根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、アバ	事後	様式の変更による
	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		「8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策」 「十分である」 根拠 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え身延町特定個人情報管理取扱規程	事後	様式の変更による